

教職第343号
教学第646号
教特第156号
教体第225号
令和3年9月6日

各県立学校長殿

教職員課長
学校教育課長
特別支援教育推進室長
保健体育課長

県立高等学校等における2学期開始時の対応について（通知）

このことについて、別添1のとおり第7回定例教育委員会において議決されましたので、お知らせします。

については、教育活動の円滑な実施に向けて適切に御対応くださるようお願いします。

また、各学校においては本日付けで改訂した「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」の内容を踏まえ、引き続き感染症防止対策を徹底していただくようお願いします。

なお、教育実習及び介護等体験の取扱いは、下記のとおりとすることを申し添えます。

記

○教育実習及び介護等体験の取扱い

教育実習の受け入れについては、原則「教育実習特例」の適用を大学に依頼すること。なお、「教育実習特例」の適用が困難な場合は、受け入れを検討すること。

小・中学校の教員免許状取得に必要な介護等体験は、特別支援学校・社会福祉施設等での学生の受け入れが困難であることから、原則「介護等体験の代替措置」の適用を大学に依頼すること。なお、代替措置が困難な場合は、受け入れを検討すること。

別添1 県立高等学校等における2学期開始時の対応について

別添2 新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン（令和3年9月6日改訂）

教職員課 県立人事係
TEL 0742-27-9846
学校教育課 高校教育第二係
TEL 0742-27-9853
特別支援教育推進室 指導係
TEL 0742-27-9856
保健体育課 健康・安全教育係
TEL 0742-27-9862